三議一統之辨

武家の規法を記したる書を武家方法集三議一統の
大双紙と名付る書何りその書の序文に云 史方法と云ハ
方ハ節也法ハ度也 是法を弘むりの心なり故に武家の
二字を冠る 中略 源儀を以て武家と云所謂源家の
方法といへるは有也 中略 世上の進退動静の儀の極る
所と鹿苑院殿義満公昇殿ノ御家の一統に武人の中より
その旨を也化して進上の儀ハ勤賞あるへきより被仰下
上も原学のことかなら武門の旨つまり書記し

[illegible]

公侯伯子男ノ五ツハ五等ノ爵トテ唐土ノ昔周ノ代ノ位名也日本ニテハ上古ヨリ此ノ名目ヲ用ヒラレシ事ハ無之義満公ノ代ニ天此名目ハナカリシセ

時より公侯伯子男といふへき法を言上あるへきよし御前に
それにて候よ今ハ殺る故てハ代々のおきてよきを伊勢
武家ハ平満の心と一致して方法の準縄と其間へ
門を十二門に賦るなりハ天地八陽王化神道の十二
形を表されたり志ましと挿して是を三儀一統の法集と云と

同書目録左乃如し

第一 徳為家門　　第二 法量門
第三 騎射門　　第四 歩射門
第五 侍奉門　　第六 宮仕門

第七 奏對門　第八 馬法門
第九 游鞠門　第十 臨終門
第十一 筆法門　第十二 実語門

右のごとく十二門の部をたてり

一 貞丈謹して云三議一統ハ法集ハ元来小笠原兵庫頭長秀
一人にて私に作し出せる書也今川伊勢の両家の
かゝはる書也何となれは小笠原家の一書也といへるか
兵庫頭長秀の名何り義満公御代乃人也又其後ハ
なし今川左京大夫氏親といふ人ハ今川家の系図に見えたる

大刃紙ハ今川
世に傳ふる所
伊勢家傳書ノ
中宗五冊
中引用ス

大双紙といふ也今川左京大夫氏親といふ人ある由を世よ
貞世をさし貞世て氏親と申せしといへる人も有しかし伊勢武蔵守
満忠といふ人も伊勢家の系図には見えたれど嫡流も庶流
にも見えし義満公御代より伊勢伊勢守貞政頃まで数中の
家系伝を見るに見えしあり又ひとり満忠といふあるなし
せよ貞信をさし貞世て満忠と申せし人もありかし
右に云如く氏親の満忠も偽の名にて長秀ふ人ハ実
にある人也兵庫頭ハ今川伊勢ハかりにて長秀一人
にて記されし事を知る人へし偽りを語りの人その書を

満忠ヲ憲忠ト記タル書モアリ 憲忠ハ伊勢氏ノ系譜ニ無之 伊勢氏ハ代々名乗ニ貞ノ字ヲ以テ通リ字トスル也 又盛ノ字ヲ用ル一家モアリシ也

満忠なかきりのふ云あきらんとして今川伊勢の両家かりに三家心と
一つにして説ありと云作を作り出して序文とあまたと
志やう小書として題号に三儀一統の四字を加へける
序文と三儀一統と云題号ハ後の人の作り加へける
所也
一 又云其書義満公の作によりて世上の進退勤龍の為の
掟と所を記していふもかの序文作り為る人の為也と書
の中十一篇 筆法門よ名文の書様とあるとあり
将軍家好色の法式と定め絶書の書様を世上の人に

今きいはれなし此書を義満公の作とうけて絶しある書を何
さらぬ伝様なり 長秀の私の著書にハ好色の文の事ハ
さして何文ともこれなきを世に書あらへきものの事也
あるまじき及ばざる事也
一 又云当家書法集とある題号に付て老名加賀守
篇の続為家門も後の人の増補にて序文と同作なる
倭し 此二篇の法書門ハいまた 後人続為門を増補
せられける八家和の此一篇にて余続するの文云
後の法を絶しかめ為を余続の事と云て 今篇の

題号を其法集と名付たるなり兼倍の事とあて合後の
名とせらるゝ秘蔵の古書にその例を記し撰する後人序文と
作りて号ハ記あり法を記せるの心なりなりて世間に取らるを
みつて撰する事を作りたるハむつかしき作意なりて又来長秀
の作られしものハ序文もなし続五家門と文もなく続畢门
より以下もかり出して題号ハ南都作集としるしあり
序文も続五家門と三儀一統と云号して此二ハ後人の作記
なりともそれハ人ハ此法集を一切より書くして
難みんとて作りたるを作り出しつたへるなりの未練の所為

一の父ハ妄言を演出して其術をさる人に伝へし無双の絶七の人ハ
云ふも見えれ然しの学者もまた知る人多し貝原篤信
好古（ヨシ記）和事始と云書にも又新井筑後守君美（キミヨシ）か本朝
軍器考にも三儀一統の事をのせたり貝原も新井も
天下に名ある博学の儒者なれとも終に考へしてかゝる
妄言にまよひて術とちらしあらはしおりて其外日夜見る所の
繁するの武藝小伝にも何某氏か職原抄序にも皆三儀
一統の事を載せり皆ものゝ考へさるのいかにやちや

一 義満公の時神式の書を撰して此を進し事あり其書ハ

三儀一統ニハ何れも別の由緒あり光源院義輝公の御代
永禄年中殿中ニ於て次の役を定められし伊勢上野介貞助
平貞順か沈思せられし道照愚草と云書ニ云殿中の礼節
諸人三儀の事今俗昔よりの御法度諸事之取次被定置
法制ハ鹿苑院殿様の御代より以降数代定而然ルニ御物
殿中百般の御式目也應仁の一乱ニ御法大ニ乱と云也
義満公の時定られし然らハ三儀一統ニおゐて重き事と知るへきや
一 三儀の中伊勢家の事ハ満家より以前ハ名あらハさす此書を作る
ハ第一の書也

伊勢平蔵

三儀一統の書十一冊筆法門の中倫旨の書法の条々を應
永年間日々年号を記せり按するに小将軍義満公應永元
年十二月征夷大将軍の職を辞退して嫡子義持ニ譲り
無程ひし又同二年六月二日義満公太政大臣を辞し同月
廿日入道し給ひし所り三儀一統ニ記せる倫旨の書法ハ
右条々を次て記し無程也御一統ハ三儀一統ハ義満公の
代ニ書たる書ニハあらす義持公の代元年よりも数年の
代元ニ書たる事にかいまし其上又其く義満公の作を
取りて書たる物に偽りありと云一曰の沙汰候なり

又考

南朝記傳に応永之年小笠原長秀今川氏範忠伊勢貞行
に命じて武家の礼式を定むとあり 右三人の名ハ二家との
系譜に洩り然れとも礼式を定る命を奉りし事ハ伊勢今
川の系譜にあり凡くれ小笠原家譜ニハ三人の名連ねたり
南朝紀傳の作者もなく信用しかたき事ハ小笠原此代によらん

伊勢因州舊記

一 右折紙并敵陰（ハイセン）勝なとの事ハ故実にして弓馬ハ
たゞいつれの三家を志つる人ハ武田小笠原の家なり

[illegible]

時もあらず 小笠原ハ節朔（是ヲ古ハ書方共五節句朔日ニハヤリ出仕有之ニ依テ節朔有之ト云也）なとにて 公方様御成の時なとに
御家仕ゆ役の家にて候へ共小笠原家のならひあり
粉されたる人にあらす見えさらんハ右の事なとも押出して
人に持出すへき道にて候へ共右勢州大殿（伊勢守貞親）常興ならす
世上の故実さもしかりし右伝伝来りて家々の様子あれ
みな持出世上にてとり御家の御家仕ゆるなり（小笠原氏ハ浪人ナカ京都ニ移リ其ノ時ニ仕シタル家ヌチヲ云）（御役前の家々云ヶ之御門一同之）
御供所の内御役せしものにてかくのことくハ不存候
伊勢名字ハ子細ありし御役せしもの御家の御役をして（元祖伊勢守貞継ハ平氏にて人トナシ気ヲセシ所ゟ 称し小笠原ハ子細ハ此事に）
むかしゆ 能登ハ伊勢も大館も一同御家仕ゆ也